平成２２年（フ）第８２９０号
大阪府吹田市岸部北４丁目２番３号
債務者　前田　和彦
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０９号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉568番地12リベライン軽井沢Ａ―324、前住所長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉８番地180　フラッツサイプレス102
債務者　石田　憲雄
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１５３７号
東京都町田市相原町1801番地77
債務者　青木　芳隆
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６１号
島根県益田市東町25番１号
債務者　柳井　寛幸
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第１３７７号
東京都三鷹市上連雀９丁目36番６―205号
債務者　松居　宏治
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３９４号
東京都東村山市富士見町２丁目10番地70
債務者　牛澤　里実
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４２９号
東京都東村山市美住町１丁目４番地１グリーンタウン美住一番街12―108
債務者　松下　　信
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４６４号
東京都立川市富士見町５丁目23番２号富士見町５丁目アパート309号
債務者　山田順子こと　李　　順子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４９３号
東京都福生市大字福生2126番地池谷ビル武蔵野306号室
債務者　阿部　一哉
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６９号
石川県羽咋郡志賀町上棚コの69番地
債務者　大石　　綾
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前11時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第６０４号
静岡県浜松市中区野口町557番地
債務者　大澤　　聡
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６３３号
静岡県浜松市中区神田町519番地の１　プルメリア207、前住所愛知県豊橋市牧野町字牧野26番地の100　206
債務者　朝岡　直子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６４０号
静岡県浜松市西区湖東町1169番地の197　Ｃ16―401
債務者　稙田　成幸
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６４１号
静岡県浜松市南区寺脇町432番地　ヴィラルバエフＣ―２
債務者　竹内　良二
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係